



平成30年度地域主導型自然エネルギー創出支援事業の 補助対象事業を募集します

自然エネルギーの利用を促進するため、地域主導型の熱供給・熱利用事業に意欲的に取り組む事業者や、地域コミュニティが市町村と協働して行う自然エネルギー又は省エネルギーの活用による地域づくり協議会を開催する事業に対して、経費の一部を支援する「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」の補助対象事業を募集します。

1 募集期間等

(1)募集期間

○第一次募集 平成30年4月16日(月)～平成30年5月23日(水)午後5時(必着)

※第一次募集における採択事業への補助金額の合計額が予算額に達しなかった場合には、次の日程で追加募集を予定しています。

○第二次募集 平成30年6月27日(水)～平成30年8月6日(月)午後5時(必着)

○第三次募集 平成30年9月5日(水)～平成30年10月10日(水)午後5時(必着)

(2)審査日数 締切後30日程度

2 応募方法

(1)申請者が市町村の場合

所管する地域振興局環境課へ申請書等を2部提出

(2)申請者が民間団体の場合

事業を実施しようとする場所の市役所又は町村役場(自然エネルギー推進担当課)に申請書等を3部提出

3 事業の概要

(1)目的

地域の特性を活かしてコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させることにより地域社会経済の活性化を図ることを目的とします。

(2)対象者

①市町村

②民間団体

(中小企業者、NPO、地域協議会、その他法人格を有する組織等で、県内に事業所等の拠点を有するなどの要件があります。)

(3)対象事業

①地域の関係者が連携又は協働して地域のエネルギー自給率の向上に資するビジネスモデルも含めた先進的な事例構築等を行う事業

②自治会等の地域コミュニティが市町村と協働して行う地域の特性を活かした自然エネルギー又は省エネルギーの活用による地域づくり協議会を開催する事業

(4)その他

事業の詳細は別表及び県のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html>)

■トップページ>暮らし・環境>温暖化対策>自然エネルギー>平成30年度地域主導型自然エネルギー創出支援事業

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

環境部環境エネルギー課新エネルギー推進係
(課長)真関 隆 (担当)林 俊哉
電話 026-235-7179(直通)
026-232-0111(代表)内線2727
FAX 026-235-7491
E-mail shin-ene@pref.nagano.lg.jp

別表

●本事業で対象とする事業及び内容

事業の種類	経費	補助率及び補助金額
1 地域主導型自然エネルギー推進事業	市町村又は民間団体が、地域主導型自然エネルギーを創出するための取組に要する次に掲げる経費 (熱供給・熱利用事業に係るものに限る。) (1)ソフト事業(可能性調査、計画策定、設計) (2)ハード事業(機器設備導入)	補助率2分の1以内、上限500万円 ただし、民間団体が行うハード事業の補助率は、3分の1以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率2分の1以内、上限750万円とする。
2 地域づくり協議会支援事業	市町村の、地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)	補助率3分の2以内、上限100万円

(注1)民間団体とは、中小企業者、NPO、地域協議会、その他法人格を有する組織で知事が認める団体をいう。

(注2)地域主導型自然エネルギー推進事業の補助金の限度額は、ソフト事業とハード事業を合わせた額に適用する。

(注3)実証事業は補助対象としない。

(注4)地域づくり協議会支援事業における地域協議会は、構成員として市町村及び地域コミュニティ(自治会、財産区等)を含むものとし、補助対象者を市町村長とする。

●補助事業で対象となる経費

事業の種類、経費の区分	対象となる経費
地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	ソフト事業 (可能性調査、計画策定、設計) ハード事業 (機器設備導入)
地域づくり協議会支援事業 (協議会開催、調査、報告書作成)	報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費

(注5)以下の経費は補助対象外です。

- ・団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費
 - ・用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
 - ・食糧費
 - ・損失補填的な経費
 - ・その他知事が不適当と認める経費(過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設、撤去に係る経費等)
- なお、民間団体が補助申請者の場合は、原則消費税は補助対象外とする。